

災害時における学びの提供のためのＩＣＴ支援に関する協定書

神奈川県教育委員会（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助法が適用される大規模な災害（以下「災害」という。）時における児童・生徒の学びを保障するためのＩＣＴ支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における児童・生徒等の学びを保障するためのＩＣＴ支援について、甲と乙が連携し円滑に行うことを目的とする。

（支援の要請）

第２条 甲は、被災した児童・生徒の学習環境を保障するため、必要と認めるときは、乙に対し、専門的人材によるＩＣＴ支援を要請するものとする。

２ 乙は、甲から前項の支援要請を受けたときは、可能な範囲で物的・人的支援を行うものとする。なお、当該支援は乙が可能な範囲で行うものであり、被災した児童・生徒の学習環境の保障その他の支援の結果や成果等について乙が保証できないことを、甲は了承するものとする。

（要請手続）

第３条 甲は、乙に前条第１項の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、災害対策本部での発議又は電話その他の方法をもって要請し、後日文書を提出するものとする。

（支援事項）

第４条 乙は、第２条第１項に規定する要請を受けたときは、次に掲げる事項について、甲からの乙への指示に基づき、乙の可能な範囲で協力するものとする。なお、乙は災害を考慮し、甲と協議の上、乙が所掌する災害からの復旧活動（災害対策基本法における乙の指定公共機関としての活動を含む。）に支障のない範囲で支援事項の詳細を決定できるものとし、当該決定事項については、甲乙の書面に基づき合意をするものとする。

- (1) 物資集積場所等での新端末の初期設定
- (2) 指定避難所等での児童・生徒・教員への学習用情報機器設定等に伴うサポート
- (3) 学校活動再開後の授業のオンライン配信に関する支援
- (4) その他公教育におけるＩＣＴに関する技術支援

２ 甲は、前項の支援に伴い必要となる協力を行うものとする。

(連絡責任者等)

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡先及び連絡責任者をあらかじめ定める。

(情報共有)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、相互に必要な情報を共有するものとする。

(費用負担)

第7条 第4条第1項に基づき必要となる経費の負担については、別途協議するものとし、その詳細については、委託時に作成する契約書（以下、「契約書」という。）により、合意をするものとする。

2 甲及び乙は、この協定により相手方に生じた損害、損失については相互に責任を負わないものとする。

(再委託)

第8条 乙は、この協定に基づく支援事項の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。

2 乙は支援事項の一部（主たる部分を除く）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下、「再委託」という。）は、契約書に基づき書面により提出する。

3 乙は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、この協定に関して知り得た業務上の秘密を、第三者（前条の再委託先を除く）に開示してはならない。この協定の効力が失われた後も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項等)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和7年3月28日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県教育委員会 教育長 花田 忠雄（自署）

乙 横浜市中区山下町199
東日本電信電話株式会社
執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子（自署）